

日本社会福祉教育学会 役員選出選挙について

役員選出選挙に関する経過報告

平成 29 年 7 月 31 日
選挙管理委員長 横山 豊治

平成 29 年 7 月 19 日(水)18:30~19:30 に新潟医療福祉大学において選挙管理委員会を開催し、開票及び有効・無効票の判定を行った。その結果を、以下のとおり理事会に報告した。

- 平成 29 年 4 月 12 日を選挙公示日、平成 29 年 6 月 1 日~6 月 30 日を投票期間として、当学会においては初めてオンラインによる選挙を実施した。選挙権保有会員は 156 名、理事選挙では 42 名が投票（投票率 26.90%）、監事選挙では 38 名が投票（投票率 24.30%）した。
- 投票期間終了後、選挙権及び被選挙権を持たない名誉会員 4 名の氏名を被選挙権保有会員名簿に掲載していたことが判明し、3 名の名誉会員に得票が入ったが、当選者の中には被選挙権のない名誉会員は含まれず、名誉会員による選挙権の行使は認められなかった。
- 選挙管理委員会としては、事務局において作成された被選挙権保有者名簿に被選挙権を有しない名誉会員が掲載され、同会員に対しても投票ができる仕組みとなって会員に公示されていたことに注意が及ばなかったことは誠に遺憾であり、二度とあってはならない誤りと重く受け止めている。
- しかしながら、選挙管理委員会が選挙自体の無効について判断する規則はなく、今後のスケジュール（直接選挙によらない理事の選出等）に鑑みて、被選挙権を有しない者に投じられた票は、役員選出規則第 7 条 5 に基づき「無効票」と判定することとする。なお、ログイン後の投票手続きの途中で保存状態としたまま投票期限を過ぎ、投票が完了されなかったために無効票と判定されたもの（理事 1 票、監事 2 票）と併せると、無効票は合計理事 4 票、監事 10 票となる。
- 投票者側のミスではなく、選挙の実施主体側の誤りによって無効票が生じる事態となったことを受け、役員選出規則第 9 条に則り、事実経過をつまびらかに報告するとともに、この選挙結果の受け止めと、次に示す再発防止策 3 点に関して理事会で検討されることを要請する。
 - 1) 役員選出規則第 4 条で「選挙権及び被選挙権」について規定しているが、そこには名誉会員がそれらを有しないことが記されておらず、選挙管理委員会が選挙の準備や実施にあたって準拠すべき同規則のどこにも名誉会員に関する規定がない。2012 年 4 月 1 日に名誉会員推挙規則が発効した際に、役員選出規則の改定が行われるべきであったが、名誉会員が選挙権及び被選挙権を有しないことについては、名誉会員推挙規則の「特典」に記載があるのみとなっているため、役員選出規則第 4 条への条項の追加を検討されたい。
 - 2) 今後の役員選挙の実施においては、公示前の準備段階で、事務局と選挙管理委員会との間でチェック機能が働くよう、連携の強化に留意されたい。
 - 3) 役員選出規則の第 7 条各号の表現がオンライン方式の選挙方法に見合わない文章になっているため、適宜、見直しを検討されたい。

以上

役員選出選挙結果への理事会の対応について

平成 29 年 7 月 31 日
日本社会福祉教育学会 会長 志水 幸

平成 29 年 7 月 22 日（土）12:05～12:55、北星学園大学で開催された 2017 年度日本社会福祉教育学会第 1 回理事会において、横山豊治選挙管理委員長からの役員選出結果報告を受け、理事会として以下のとおり会員の皆様に公表するとともに、謝罪申し上げます。

- 選挙管理委員会が指摘するように、被選挙権保有者名簿に被選挙権を有しない名誉会員が掲載されていたことは重大な瑕疵であり、1) 選挙結果の取り扱いについては会長、経緯の詳細については選挙管理委員長によって、報告ならびに謝罪について会員に公表し、2) 選挙管理委員会より要請のあった 3 点については、次期理事会の最重要検討課題として引き継ぐこととする。
- 以上 1) 2) をもって選挙管理委員会の意向を了承し、選挙結果についても会員の総意として尊重する。

以上